

一般競争入札公告

社会福祉法人 天神福祉会の発注する「(仮称) あけぼの保育園 園舎 新築工事」について、下記のとおり一般競争入札を行うので、広告する。

令和 4 年 7 月 6 日

社会福祉法人 天神福祉会
理事長 伊藤 征一郎

第1 競争入札に付する事項	
1 工事名	(仮称) あけぼの保育園 園舎 新築工事
2 工事場所	別府市南的ヶ浜町981-1、981-30、975-16
3 工期	契約締結日から令和5年3月10日まで
4 工事概要	用途：保育所 構造：鉄骨造 地上2階建て 延床面積：575.84㎡ (準耐火建築物)
5 予定価格	有 (公表しない)
6 最低制限基準価格	有 (公表しない)

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この工事については、次の1及び2の要件を満たす者に限り入札参加を認める。

1 企業

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

区分	要件	備考
(1) 資格業種	建築一式工事	別府市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和55年別府市告示第176号）による入札参加資格認定を受けている者であること。
(2) 格付	A等級	
(3) 許可区分	特定建設業の許可を有すること。	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条関係
(4) 建設業法に基づく本店等の所在地	別府市内に本店があること。	本店とは建設業法に基づく主たる営業所

2 配置予定技術者

次に掲げる条件をすべて満たす**監理技術者を専任で配置**できること。

なお、本工事は、**特例監理技術者**（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。

(1) 国家資格等	建設業法第26条に規定される上記1の(1)の業種に係る技術者の資格を有する者であること。
(2) 監理技術者資格等	上記1の(1)の業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。
(3) 雇用関係	当該入札の申込日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者 ※ただし、次のア又はイに該当する場合は、3箇月未満の雇用関係であっても差し支えないものとする。 ア 新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合 イ 配置予定技術者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合

第3 入札手続等

1	担当	あけぼの保育園（園長 青木賢佳） 住所：大分県別府市南的ヶ浜町4-1-1 電話：0977-22-0843	
2	公告内容の 交付期間等	(1) 交付期間	令和4年7月7日（木）から 令和4年7月28日（木）まで の午前10時から午後4時まで（土日祝日は除く）
		(2) 交付場所	あけぼの保育園
		(3) 交付方法	交付については、直接交付を行う。（必ず事前に連絡をすること）
3	設計図書等の 配布期間等	(1) 配布期間	令和4年7月7日（木）から 令和4年7月28日（木）まで の午前10時から午後5時まで（土日祝日は除く）
		(2) 配布場所	有限会社アーキワークス・T e T s u 建築設計室 大分県大分市大字中尾517番地の4 電話：097-549-3700
		(3) 配布方法	事前に連絡の上、名刺と受取印を持参とする。
4	設計図書等の 質疑応答等	(1) 提出期間	令和4年7月7日（木）から 令和4年7月22日（金）まで の午前10時から午後5時まで（土日祝日は除く）
		(2) 提出場所	有限会社アーキワークス・T e T s u 建築設計室 担当：三又哲博 住所：870-0862 大分県大分市大字中尾517番地の4 電話：097-549-3700 メールアドレス：info@a-tetsu.jp
		(3) 提出方法	メールにて送付すること（メール送信後に電話連絡を入れること）
		(4) 質疑書の 回答期限	令和4年7月26日（火） 午後5時まで
5	競争入札参加資 格確認申請書、 競争参加資格確 認資料（以下 「申請書等」と いう。）の提出	(1) 提出期間	令和4年7月7日（木）から 令和4年7月25日（月）まで の午前10時から午後5時まで（土日祝日は除く）
		(2) 提出場所	有限会社アーキワークス・T e T s u 建築設計室 担当：三又哲博 住所：870-0862 大分県大分市大字中尾517番地の4 電話：097-549-3700 メールアドレス：info@a-tetsu.jp
		(3) 提出方法	書面による提出とする。（メールでの受付も可、但し原本は郵送とする）
		(4) 提出資料等	提出資料及び作成方法等は第7による。

6	入札書の提出	(1) 提出日時	令和 4 年 7 月 29 日 (金) 午前 10 時
		(2) 提出場所	野口ふれあいセンター 集会室 住所：大分県別府市野口元町12-43
		(3) 入札方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、書面による。 ・ 入札回数は、2回を限度とし、初回の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札ができる者は、初度入札に参加した者とする。 ・ 再度入札に参加する者が1者となったときは、再度入札を行わないものとする。 ・ 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。 ・ 本契約の締結は、本法人の理事会で承認を受けた後とする。
		(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7	開札	(1) 予定日時	令和 4 年 7 月 29 日 (金) 入札後ただちに
		(2) 開札場所	野口ふれあいセンター 集会室 住所：大分県別府市野口元町12-43
		(3) 開札の立会	有

第4 積算内訳書の作成等

1	この入札は、別府市建設工事積算内訳書取扱要領（平成21年別府市告示第293号）に準拠する。
2	入札に際し、入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。
3	様式は、設計図書等の配布された様式を参照し作成すること。
4	提出の方法は紙入札によるものとする。
5	積算内訳書の作成に当たっての留意事項 (1) 積算内訳書の記載レベルは、閲覧用設計書（金額抜き）に対応した同一レベルの項目を記載すること。 (2) 表紙には、住所、商号又は名称、代表者又は受任者氏名、工事名及び工事場所を必ず記載すること。 また、本工事費内訳書も記載例に準じ、必ず作成すること。 (3) 工事価格算出の際に、一括して値引きをしてはならない。ただし、種別内訳内での値引き及び調整は可とする。 (4) 入札書に記載された金額が工事価格の端数を調整又は処理された金額でないこと。 ただし、千円未満の端数は除く。 (5) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計が工事価格と一致していること。 (6) 積算内訳書提出後の差替え、再提出又は撤回はすることができない。

第5 入札参加事項の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく別府市の入札参加制限を受けていない者であること。
2	指名停止の有無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年別府市告示第76号。以下「指名停止等措置要領」という。）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	破産手続き等の有無	破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

第6 その他の事項

1	現場説明会	実施しない。
2	最低制限価格	この入札は、大分県の規定する最低制限価格の取り扱いに準拠する。
3	入札保証金及び 契約保証金	<p>(1) 入札保証金 免除 (2) 契約保証金 納付</p> <p>ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p> <p>なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の100分の10以上とする。</p>
4	事後審査及び 落札決定	<p>(1) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。</p> <p>(2) 開札終了後、積算内訳書について審査し、有効な入札を行った者を確定した後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者の申請書等を審査する。</p> <p>最低価格入札者が競争参加資格を満たしていることを確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。</p> <p>ただし、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続を行うものとし、競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効としその結果を通知する。</p> <p>なお、落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、原則として開札日から起算して5営業日が経過する日までに行うものとする。</p> <p>(4) 前3項にかかわらず、最低の価格で入札した者が競争参加資格を有しないと確認された場合、別府市建設工事契約に係る最低制限価格制度試行要領の規定に基づく審査を実施する場合又は、別府市建設工事積算内訳書取扱要領の規定に基づく調査を実施する場合は、この限りではない。</p>

5	契約書作成の要否	要
6	入札の無効	<p>次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。</p> <p>(1) 入札者としての資格のない者のした入札</p> <p>(2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札</p> <p>(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札</p> <p>(4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札</p> <p>(5) 入札金額を訂正した入札</p> <p>(6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札</p> <p>(7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札</p> <p>(8) 他人の代理を兼ねた者がした入札</p> <p>(9) 公告に示した競争参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(10) 入札金額に対応した積算内訳書を正当な理由なく提出期限までに提出しなかった者のした入札</p> <p>(11) 申請書等及び積算内訳書の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札</p> <p>(12) 入札予定日時までに、書面により「競争参加者としての資格を満たさなくなった（配置予定技術者の配置が困難となった場合等）。」旨の申し出があった者のした入札</p> <p>(13) 当該入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札候補者が一致している場合で、次のアからエのいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。 ア 当該談合情報における落札予定金額（率）（以下「落札予定金額（率）」という。）が入札結果と一致している場合 イ すべての入札参加者（共同企業体にあつては、その組合せ）が、入札結果と一致している場合 ウ 入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は積算内訳書に不自然な事実がある場合 エ その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合</p> <p>(14) その他入札開始前の注意事項又は入札に関する条件に違反した入札</p>
7	支払い条件	<p>前 払 金 有</p> <p>中間前払金 有</p> <p>部 分 払 無</p>

8	その他	<p>(1) この公告に定めのない事項については、別府市要件設定型一般競争入札実施要領（平成19年別府市告示第233号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、別府市契約事務規則その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。</p> <p>(2) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。 この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき（指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。） イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(3) 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。 この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。</p> <p>(4) 契約担当者は、契約締結後において、落札者が(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約の解除を行うことができるものとする。</p> <p>(5) 落札者（落札候補者、最低価格入札者、仮契約者及び契約者を含む。）は、入札後に(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。</p> <p>(6) 当該工事に係る下請負契約については、別府市内の本店を有する者を優先して活用するよう努めること。</p> <p>(7) 当該工事に係る工事材料納入契約を締結する場合には、納入契約の相手方を別府市内に本店を有する者のうちから選定するよう努めること。</p> <p>(8) 当該入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。</p> <p>(9) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(10) 当該工事の施工に当たっては、別府市公共工事請負契約約款第60条に基づき、以下により工事着手前に請負業者賠償責任保険に加入しなければならない。 ア 補填限度額 対人賠償 ・ 被害者1名当たりの填補限度額 1億円以上 ・ 1事故全体の填補限度額 2億円以上 対物賠償 1事故全体の填補限度額 3千万円以上 免責金額（自己負担額） 10万円以内 イ 被保険者名 発注者、受注者、全下請負人とする。こと。 ウ 被保険者間交差責任担保特約条項を附帯すること。 エ 填補する期間は契約工期及び終了日から14日を含むものとする。</p>
---	-----	--

第7 申請書等の作成

申請書等作成にあたっては、下表による。

作成事項	提出様式	添付資料・注意事項
1 競争入札参加資格確認申請書	様式第1号 (その1)	
2 競争参加資格状況表	様式第2号 (その1)	
(1) 本店等所在地		・ 建設業法に基づく本店が別府市内にあること
(2) 発注業種の認定状況		・ 業種を記載すること。
(3) 経営事項審査		
(4) 履行実績		
(5) 配置予定技術者		・ 様式第4号を添付すること。
(6) 配置予定技術者の雇用関係について	・ いずれかにチェックすること。	
3 履行実績	様式第3号	
(1) 工事名称等		・ 過去10年以内に竣工した、保育所（こども園を含む）の建築工事の実績
4 配置予定技術者の資格・建設工事等の経験	様式第4号	
(1) 配置予定技術者		<p>・ 企業と配置予定技術者との雇用関係が、当該入札の申込日以前に3箇月以上雇用されていることが確認できる資料の写し（健康保険被保険者証の写し等）を添付すること。</p> <p>※ただし、次のア又はイに該当する場合は、3箇月未満の雇用関係であっても差し支えないものとする。</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合</p> <p>イ 配置予定技術者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合</p>
(2) 保有する資格		・ 第2の2の(1)及び(2)に示す要件をすべて満たしていることが確認できるよう配置予定技術者の資格を記載すること。
(3) 施工経験		・ 記載の必要なし。

5 その他留意事項	—	
(1) 配置予定技術者に係る注意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の候補者 配置予定の技術者として複数の候補者がある場合は、複数の候補者を届け出ることができる。 ・ 重複の候補者 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札した場合等、配置予定の技術者を確実に配置できると判断できない場合は入札してはならず、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 ・ 専任性違反 落札決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任性違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。 ・ 配置予定技術者の交代 契約に当たっては様式第4号により提出した配置予定技術者を配置するものとし、当該配置予定技術者の交代については、死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めない。病気等の理由により、配置予定技術者を変更する場合は、第2の2に示す基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
(2) 申請書等作成に係る留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該様式が添付されていない場合（記載すべき事項に記載がない場合及び未記入の場合を含む。）及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合には、その者のした入札を無効として取り扱う。 ・ 様式は、設計図書等閲覧に配布された様式を必ず使用すること。 ・ 添付書類がある場合は、書面で添付すること。